



第48回 定時株主総会招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

感染リスクを避けるため、本年の株主総会につきましては、できる限り「議決権行使書による議決権の事前行使」をお願い申し上げます。その他感染防止に向けた対応については、2ページに記載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

本年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

日 時 | 2020年6月24日（水曜日）午後2時

場 所 | 新潟県新発田市新栄町2丁目2番17号
当社 本部研修センター（オフハウス新発田店3階）
（会場が前回までと異なっておりますので末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
	第2号議案	取締役1名選任の件
	第3号議案	監査役3名選任の件
	第4号議案	当社株式の大規模買付行為に関する 対応策（買収防衛策）の更新の件

証券コード2674
2020年6月8日

株 主 各 位

新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号
株式会社ハードオフコーポレーション
代表取締役社長 山 本 太 郎

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午後2時
2. 場 所 新潟県新発田市新栄町2丁目2番17号
当社 本部研修センター（オフハウス新発田店3階）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第48期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hardoff.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに掲載いたしました。
- ◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hardoff.co.jp>) に掲載しております。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類に含まれております。

◎新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について

- ・感染のリスクを避けるため、本年の株主総会につきましてはできる限り「議決権行使書による議決権の事前行使」をお願い申し上げます。
- ・ご出席をご検討される場合、その要否については十分お考えいただきたくお願い申し上げます。体調の優れない方のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。また、ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、ご出席を見合わせることもご検討下さい。
- ・受付で株主様の体温を測定させていただき、37.5℃以上の発熱が確認された場合および体調不良と見受けられる場合には、ご入場の制限をさせていただく場合がございます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクを着用いただき、会場設置のアルコール消毒液の噴霧にご協力をお願い申し上げます。
- ・最寄り駅から本株主総会会場までの送迎はご用意しておりません。
- ・例年実施しております懇談会、見学会は行ないません。

上記の他、本株主総会会場において、感染防止のための措置をいくつか講ずる予定でございます。ご協力くださいますようお願い申し上げます。

- ◎今後の状況により、株主総会の運営に関して事前に株主様にご案内すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hardoff.co.jp>) においてお知らせいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、「株主の皆様への利益還元」を重要な経営方針のひとつとして位置付けております。1株当たりの利益や自己資本利益率(ROE)、キャッシュ・フローを向上させ、企業価値を高めるための積極的な事業展開を推進することにより経営基盤や財務体質の強化をはかり、連結配当性向50％程度を目安に業績に裏付けされた安定的な配当を実施していく方針であります。

当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、当期の業績や内部留保等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円 総額539,440,840円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月25日

第2号議案 取締役1名選任の件

経営の透明性と健全性を高め、コーポレートガバナンスの更なる強化を目的に社外取締役を1名増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会にて選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所 有 する 当 社 の 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
わたなべ みえこ 渡邊 美栄子 (1962年9月6日生)	1983年4月 1996年12月 2011年7月 2016年3月 2018年3月	株式会社ヤマコウ(現株式 会社スノーピーク)入社 株式会社スノーピーク 取締役 同社常務取締役 同社代表取締役専務 同退任	-	なし

【社外取締役候補者とした理由】
上場企業の経営者として培われた豊富な経験と高い見識を有しております。また、当社にとって初めての女性取締役として、女性ならではの視点を当社の経営に活かしていただけると判断し選任をお願いするものであります。

(注) 渡邊美栄子氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
1	わたなべ かずお 渡辺 一男 (1956年12月11日生)	1979年4月 2007年5月 2010年4月 2012年6月	株式会社山形しあわせ銀行(現株式会社きらやか銀行) 入行 同行遊佐支店長 同行新潟支店長 当社社外常勤監査役(現任)	2千株	なし
	【社外監査役候補者とした理由】 長年の銀行勤務において支店長職を歴任され、そこで培われた財務や会計に関する知見を有しております。この豊富な経験と幅広い識見から選任をお願いするものであります。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行出来ると判断しております。 なお、同氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。				
2	しぶや まさひろ 渋谷 正博 (1953年5月26日生)	1976年4月 1996年2月 2003年6月 2006年6月 2008年4月 2011年2月 2014年6月 2016年6月	株式会社第四銀行入社 同行新発田西支店長 同行営業統括部長 同行燕支店長 第四ジェーシービーカード株式会社人事役 第四信用保証株式会社常務取締役 第四銀行健康保険組合常務理事 当社社外監査役(現任)	1.1千株	なし
	【社外監査役候補者とした理由】 長年の銀行勤務において支店長職や部長職を歴任され、そこで培われた財務や会計に関する知見を有しております。また、第四信用保証株式会社においては常務取締役として、第四銀行健康保険組合においては常務理事として経営に携わってまいりました。この豊富な経験と幅広い識見から、選任をお願いするものであります。上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。 なお、同氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。				
3	よしだ こうじ 吉田 耕二 (1954年2月5日生)	1983年10月 1986年4月 1991年4月 2000年6月	司法試験合格 弁護士登録(現任) 法律事務所開設 当社社外監査役(現任)	2千株	なし
	【社外監査役候補者とした理由】 弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行する機能の強化に繋がるものと判断し選任をお願いするものであります。同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。 なお、同氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって20年となります。				

- (注) 1. 渡辺一男氏、渋谷正博氏および吉田耕二氏はいずれも社外監査役候補者であります。
2. 当社は、渡辺一男氏、渋谷正博氏、吉田耕二氏を、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、各氏が再任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、当初2008年6月20日開催の当社第36回定時株主総会において、会社法施行規則第118条第3号本文に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を、株主の皆様のご承認をいただき導入し、直近では2017年6月21日開催の当社第45回定時株主総会の決議により一部内容を変更のうえ更新（以下、直近更新後の買収防衛策を「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期限は、2020年6月開催予定の当社第48回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の終結の時までとなっております。当社では、現プランへ更新後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向、コーポレートガバナンス・コード導入に見る様々な議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、その在り方について引続き検討してまいりましたが、2020年5月11日開催された当社取締役会において本総会における株主の皆様の承認を条件に更新することを決定しました。本プランへの更新にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

つきましては、本プランの更新につき株主様のご承認をお願いするものであります。

1. 本プラン（更新）の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして更新するものです。

当社は、当社株式に対して大規模な買付行為が行われる場合であっても、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付の条件等が企業価値に鑑み

不十分または不適當であるもの、企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の強みは、当社独自のビジネスモデルによるローコスト・ハイリターンの高い経営効率を実現する経営ノウハウにあり、これが当社の株式の大規模買付を行う者に十分に理解されない場合には、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることになると考えております。

当社株式における役員およびその関係者の株式保有比率は、39.0%であり、そのうち当社社長とその支配がおよぶ資産管理会社等による保有は38.2%となっております。しかしながら、当社は公開会社であることから、株主の自由な意思に基づく取引等により当社株式が譲渡されますので、当社役員およびその関係者それぞれの事情により今後当社株式を譲渡その他処分、相続等がなされ、結果としてそれらの株式保有比率が低下あるいは分散化が進んでいく可能性を否定することはできません。

また、それ以外の当社株式の多くは、個人株主の皆様や信託銀行等の機関投資家国内法人、外国法人等の皆様により保有され、幅広く分布しております。更に、今後とも当社は積極的な多店舗展開を行ってまいります。出店を加速し事業を拡大していく中で、設備資金の調達に極めて重要であり、設備資金等の調達が必要となった際、その調達方法は必ずしも金融機関からの借入れ等のみならず、資本市場からの調達は有力な選択肢となり、その場合には流通する株式の増大とともに、当社役員およびその関係者の株式保有比率は低下し、当社株主構成が大きく変化することが考えられます。

これらの事情を鑑みますと、当社の発行する株式の流動性が大きく増し、今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模な買付行為等がなされる可能性は否定できないものであります。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランに更新することいたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）をいいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、現プランと同様、独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。（更新時の独立委員会委員候補者につきましては、別紙2をご参照ください。）

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、

実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者を対象として選任するものとします。

4. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

① 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールにしたがう旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を当社取締役会に提出していただきます。当社が、大規模買付者から意向表明書を受理した場合には、速やかにその旨および必要に応じその内容について公表します。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

② 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記①（a）～（f）までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストにしたがい、必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

必要情報の一般的な項目の一部は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、いずれの場合も、株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- （a）大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組員（ファンドの場合）を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- （b）大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- （c）大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- （d）大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- （e）当社および当社グループ会社の経営に参画した後に想定している役員候補（当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- （f）当社および当社グループ会社の経営に参画した後に予定する、当社および当社グループ会社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループ会社との関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長申請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

上記に基づき提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して適宜合理的な回答期限（最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を設けたうえで追加的に情報提供を求めることがあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者に発送し、独立委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が、本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が無い場合において、大規模買付者から情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が揃わなくても大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに後記③の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

③ 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が例えば以下の(a)から(i)のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすことがあきらかな場合など、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、上記①で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- (a) 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ当社株価を
つり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行
っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- (b) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営に
必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規
模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を
行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (c) 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模
買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定
で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の不動産、有
価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な
高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙っ
て当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判
断される場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買
収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の
買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式
買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由
を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがある
と判断される場合
- (f) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、
当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可
能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同
の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- (g) 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため
当社または当社グループ会社の事業の成長性・安定性が阻害され、当社ま
たは当社グループ会社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障を
きたすおそれがあると判断される場合
- (h) 当社または当社グループ会社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不
可欠な、顧客を含む取引先、債権者、従業員などの当社にかかる利害関係
者との関係を破壊し、当社または当社グループ会社の企業価値ひいては株
主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合
- (i) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切で
あると判断される場合

③取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記①または②において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、その必要性、相当性等を十分検討した上で、対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様には本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を公表いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時適切に公表いたします。

④大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、前記4. ①記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までの間（株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間終了までの間）を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

⑤対抗措置発動の停止等について

上記③において、当社取締役会または株主総会において具体的対抗措置を講じることと決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに公表いたします。

6. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとし、その有効期限は、同日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2023年6月開催予定の当社定時株主総会）終結の時までとします。

ただし、本プランは、本定時株主総会において承認可決され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

以上のように、当社取締役会が本プランについて更新、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに公表します。

<ご参考>

本プランの内容は上記1から6に記載のとおりですが、株主の皆様にご与える影響、ならびに本プランの合理性はそれぞれ以下のとおりです。

1. 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

①大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否について適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様のご利益に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

②対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則に従って適時・適切に開示を行います。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

2. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の【原則1－5. いわゆる買収防衛策】の内容も踏まえたものとなっております。

②株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

本プランの更新は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

③株主の意思を反映するものであること

本プランは、本総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとしており、その更新について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、更新後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

⑤デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止ではない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を2年としておりますが、期差任期制を採用しておりません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・社外取締役および社外監査役である委員の任期は、その取締役または監査役としての任期の満了すべき時までとし、社外有識者である委員の任期は、その選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。
- ・独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙2)

独立委員会委員候補者の略歴

本プランへ更新後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

渡辺 一男

略 歴 生年月日 1956年12月11日生
1979年4月 株式会社山形しあわせ銀行(現株式会社きらやか銀行)
入行
2007年5月 同行遊佐支店長
2010年4月 同行新潟支店長
2012年6月 当社社外常勤監査役(現任)

渋谷 正博

略 歴 生年月日 1953年5月26日生
1976年4月 株式会社第四銀行入行
1996年2月 同行新発田西支店長
2003年6月 同行営業統括部長
2006年6月 同行燕支店長
2008年4月 第四ジェーシービーカード株式会社人事役
2011年2月 第四信用保証株式会社常務取締役
2014年6月 第四銀行健康保険組合常務理事
2016年6月 当社社外監査役(現任)

吉田 耕二

略 歴 生年月日 1954年2月5日生
1983年10月 司法試験合格
1986年4月 弁護士登録(現任)
1991年4月 法律事務所開設
2000年6月 当社社外監査役(現任)

なお、上記3名は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
※各独立委員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。なお、当社は、前記「6. 新株予約権の行使条件」に定める条件のため新株予約権の行使を認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月 31 日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は緩やかな回復基調にありましたが、海外経済の不安定な状況や、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済活動への影響は大きく、先行きは一層不透明感が強まっております。

このような状況下、当社では「R e : 商店経営者～リアル店舗の魅力を磨く～」を年度テーマとして掲げ、社員 1 人 1 人が経営者としての意識を持ち、挨拶や掃除といった基本の徹底、経営のシンプル化、1 円 1 銭にこだわるローコスト運営を突き詰めることで、リアル店舗の底上げを図ってまいりました。

当連結会計年度のリユース店舗の出店につきましては、直営店 11 店舗を新規出店、9 店舗を閉店し、F C 加盟店 7 店舗を新規出店、6 店舗を閉店いたしました。また、11 月にオフハウス 1 店舗を F C 加盟店から直営店に移管いたしました。以上の結果、リユース店舗数は直営店は 323 店舗、F C 加盟店は 575 店舗となり、合計 898 店舗となりました。

当連結会計年度末時点における各業態別の店舗数は次表のとおりであります。

(単位：店)

店舗数	ハード オフ	オフ ハウス	モード オフ	ガレージ オフ	ホビー オフ	リカー オフ	ブック オフ	海外	リユース 合計	ブック オン
直営店	102 (+1)	92 (△1)	25 (±0)	9 (±0)	36 (±0)	4 (±0)	50 (±0)	5 (+3)	323 (+3)	3 (±0)
F C 加盟店	250 (△1)	226 (△2)	4 (△1)	7 (±0)	81 (+2)	1 (±0)	-	6 (+2)	575 (±0)	-
合計	352 (±0)	318 (△3)	29 (△1)	16 (±0)	117 (+2)	5 (±0)	50 (±0)	11 (+5)	898 (+3)	3 (±0)

- (注) 1. () 内は期中増減数を表しております。
2. 子会社の株式会社エコモードおよび株式会社ハードオフファミリーが運営する店舗は直営店に含めております。
3. 子会社のECO TOWN HAWAII INC.、台湾海徳沃福股份有限公司およびECO TOWN USA INC.が運営する店舗は、海外直営店に含めております。

当連結会計年度末の業績は、既存店売上高は、8月まで5か月連続で前年を上回りましたが、9月以降は台風の影響による一部店舗での休業、消費増税の影響、暖冬による衣料品の不振、新型コロナウイルス感染症の影響等により、2月を除き前年割れが続いた結果、通期では前期比1.0%減となりました。全社売上高は前期に増加した国内直営店20店舗の寄与により、19,350百万円（前期比2.6%増）となりました。

利益面におきましては、利益率の高い衣料品の不振等により、売上総利益率が1.5%ポイント低下し、売上総利益額は0.4%増となりました。一方で販管費は2.0%増となった結果、営業利益は831百万円（前期比19.0%減）、経常利益は970百万円（前期比15.5%減）となりました。また、都市再開発事業に伴う店舗明け渡しにかかる受取補償金89百万円を特別利益として計上、店舗の固定資産の減損損失289百万円、投資有価証券評価損24百万円を特別損失として計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は389百万円（前期比21.2%減）となりました。

事業部門別売上高は次のとおりであります。

【事業部門別売上高】

区 分	売 上 高		
	金 額	構 成 比	前 期 比
ハ ー ド オ フ 事 業	5,901,377 ^{千円}	30.5 [%]	108.8 [%]
オ フ ハ ウ ス 事 業	6,302,436	32.6	100.6
モ ー ド オ フ 事 業	1,284,773	6.6	87.9
ガ レ ー ジ オ フ 事 業	384,789	2.0	96.9
ホ ビ ー オ フ 事 業	1,215,493	6.3	102.6
ブ ッ ク オ フ 事 業	2,870,225	14.8	102.1
F C 事 業	1,391,357	7.2	104.5
合 計	19,350,453	100.0	102.6

(注) 1.金額には、消費税等は含まれておりません。

2.リカーオフは、オフハウス事業に含めて表示しております。

3.FC事業は、ハードオフ・オフハウス・モードオフ・ガレージオフ・ホビーオフ・リカーオフのフランチャイズ事業であります。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額(敷金、保証金および建設協力金を含む。)は、620百万円であります。

なお、これらの所要資金は自己資金で賄っております。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 45 期 自 2016年4月1日 至 2017年3月31日	第 46 期 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	第 47 期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	第 48 期 (当連結会計年度) 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売 上 高(千円)	18,263,728	18,520,370	18,869,149	19,350,453
経 常 利 益(千円)	1,607,042	1,375,926	1,147,770	970,388
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	910,801	565,549	493,895	389,361
1株当たり当期純利益(円)	67.55	41.95	36.63	28.88
総 資 産(千円)	15,467,889	15,987,943	15,805,404	15,940,922
純 資 産(千円)	13,153,715	13,228,008	13,129,662	12,828,877

②当社の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 45 期 自 2016年4月1日 至 2017年3月31日	第 46 期 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	第 47 期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	第48期(当期) 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売 上 高(千円)	14,918,730	15,170,549	15,465,846	15,789,189
経 常 利 益(千円)	1,525,956	1,356,085	1,177,780	1,035,137
当 期 純 利 益(千円)	948,423	616,479	586,167	493,014
1株当たり当期純利益(円)	70.33	45.71	43.46	36.56
総 資 産(千円)	14,890,841	15,406,568	15,349,520	15,611,650
純 資 産(千円)	12,984,233	13,108,990	13,103,279	12,958,959

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2019年度より以下の新たな長期ビジョンを掲げております。

「理念経営に磨きをかけ、誰にも真似できない唯一無二的存在になる。強いリアル店舗を中心とした“Re”NK CHANNEL（リンクチャンネル*）を作り上げ、日本国内でも、海外でも、圧倒的なリユースのリーディングカンパニーとして循環型社会の構築に貢献する。」

*“Re”NK CHANNEL（リンクチャンネル）

リアル店舗とインターネットの様々なチャンネルを融合させる

ハードオフ版のオムニチャンネル戦略

2020年度はさらに中期計画として「2023年1,000店舗体制」を定め、以下に記載した4つの柱を軸に実現に向け取り組んでまいります。

[リアル店舗戦略]

当社の運営するリユース店舗は、地域のお客様から買い取った品物を、そのまま買い取った店舗で販売する地産地消型であることから、品揃えは個々の店舗によって異なります。中にはその違いを楽しみに全国のお店を巡るお客様もおられ、チェーン店でありながらも、店舗ごとに特色がある点は当社の大きな強みです。

今期はこの強みをさらに活かすべく、グループ全体でお客様にワクワクしていただけるような個性のある店舗づくりを目指してまいります。

[出店戦略]

2020年4月に、三重県のハードオフ・オフハウス桑名サンシパーク店のオープンによりグループ900店舗の出店を達成致しました。従来は首都圏・関西の都市部を中心に出店を強化してまいりましたが、地方都市にもまだ十分に出店余地があると考えております。今後は首都圏などの都市部の他に、地方都市の空白エリアにも積極的な出店を行ってまいります。

[ネット戦略]

2018年度にリリースしましたスマートフォン用アプリ「ハードオフ公式アプリ」内の機能「オファー買い取り」を2019年10月に切り出し、新アプリ「オファー」を新たにリリースしました。このアプリによりネットでの買い取りについても強化しております。公式アプリについても今年度中にリニューアルを予定しております。ポイントサービスの刷新やロイヤルカスタマー向けの新機能など、普段から店舗をよくご利用いただくお客様にもご満足いただけるような内容となっております。また、4月よりシステム会社（リンクチャンネル株式会社）を子会社化したことで、今後システム開発の質とスピードの向上を図ってまいります。

ネットを活用した様々なサービスを提供し、“Re”NK CHANNEL構想を実現し新しい小売業の形を作ってまいります。

[海外戦略]

現在、海外へは米国カリフォルニア州、米国ハワイ州、台湾、カンボジア、タイに出店をしており、各地域で多くのお客様からご支持を頂いております。今後も日本のリユース文化を世界中に広めてまいります。

また、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標「SDGs」は2030年に向け世界全体で目指すべき共通の目標です。当社が行っているリユース事業は二酸化炭素を排出しない地球に優しいビジネスであり、事業そのものがSDGsの「13 気候変動に具体的な対策を」の推進に繋がると考えております。

これからもリユースを通じ、SDGsを始めとする社会課題の解決に貢献できるよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、リユース品の買い取り・販売を行うハードオフ、オフハウス、モードオフ、ガレージオフ、ホビーオフ、リカーオフおよびブックオフの各事業の直営店の経営を行うとともに、ハードオフ、オフハウス、モードオフ、ガレージオフ、ホビーオフ、リカーオフの各事業のF C本部として、加盟店に対して経営指導および商品等の販売を行うフランチャイズ事業を行っております。

各事業部門で取扱う商品は、次のとおりであります。

事業部門名	取 扱 商 品 名
ハ ー ド オ フ	オーディオ・ビジュアル・パソコン・楽器・腕時計・カメラ・各種ソフト・携帯電話等
オ フ ハ ウ ス	ブランド品&アクセサリ・家具・インテリア・ギフト・生活雑貨・レディース&メンズ衣料・ベビー&子供服・スポーツ用品・白物家電・アウトドア用品等
モ ー ド オ フ	レディース&メンズ衣料・アクセサリ・ブランド品（時計・バッグ類）等
ガ レ ー ジ オ フ	オーディオ・パーツ・タイヤ・ドレスアップ用品等の自動車用品・自転車等
ホ ビ ー オ フ	トレーディングカード・ゲーム・フィギュア・プラモデル・その他玩具等
リ カ ー オ フ	酒類（ワイン・ブランデー・ウイスキー・日本酒等）、グラス等
ブ ッ ク オ フ	本・CD・DVD・ゲームソフト等

また、上記の他、新刊書籍の販売を行うブックオン事業も行っております。

(6) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

- ①本社 (本部) 新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号
 ②東京オフィス 東京都港区新橋6丁目14番5号 SW新橋ビル8階
 ③子会社
 株式会社エコモード 新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号
 株式会社ハードオフファミリー 千葉県白井市富士153番地27
 ④国内店舗 (直営店) 318店舗

地域	店舗数
北海道	ハードオフ・オフハウス札幌西宮の沢店など 6店舗
岩手県	ハードオフ・オフハウス盛岡上堂店 2店舗
秋田県	オフハウス・ブックオフ大館店 2店舗
宮城県	モードオフ仙台クリスロード店 1店舗
山形県	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ山形北店など 9店舗
福島県	ハードオフ・オフハウス福島笹谷店など 4店舗
新潟県	ハードオフ・ブックオフ新発田店、オフハウス新発田店など 78店舗
群馬県	ハードオフ・オフハウス高崎高関店など 4店舗
茨城県	ハードオフ・オフハウス神栖店、ブックオフ竜ヶ崎緑町店など 6店舗
埼玉県	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ・ガレージオフ埼玉東松山店など 28店舗
千葉県	ハードオフ・オフハウス・ブックオフ千葉美浜店など 52店舗
東京都	ハードオフオーディオサロン・楽器STUDIO・TOKYOラボ吉祥寺店など 34店舗
神奈川県	ハードオフ・ホビーオフ小田原鴨宮店など 14店舗
長野県	ハードオフ・オフハウス長野北店など 9店舗
富山県	ハードオフ・オフハウス富山天正寺店など 7店舗
石川県	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ金沢諸江店など 7店舗
愛知県	オフハウスピアゴ江南店など 3店舗
三重県	ハードオフ・オフハウス・ブックオフ伊勢中須店など 16店舗
京都府	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ宇治大久保店 3店舗
大阪府	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフパロー寝屋川店など 16店舗
兵庫県	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ西宮店など 6店舗
奈良県	ハードオフ・オフハウス奈良橿原店など 4店舗
和歌山県	ハードオフ・オフハウス和歌山次郎丸店 2店舗
長崎県	ホビーオフ・ブックオフ長崎葉山店など 5店舗

⑤海外子会社

ECO TOWN HAWAII INC. 1店舗
 台湾海德沃福股份有限公司 (HARD OFF TAIWAN INC.) 2店舗
 ECO TOWN USA INC. 2店舗

(7) 従業員の状況(2020年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況 490名

(注) 上記以外にパートタイマーおよびアルバイトを2,880名(1日8時間換算の平均雇用人数1,114名)採用しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
390名	16名増	35.2歳	9.2年

(注) 上記以外にパートタイマーおよびアルバイトを2,230名(1日8時間換算の平均雇用人数886名)採用しております。

(8) 主要な借入先の状況(2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,486,021株（自己株式467,979株を除く。）
- ③ 株主数 8,745名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
ヤ マ モ ト ア セ ッ ト 株 式 会 社	4,497	33.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	722	5.36
山 本 善 政	350	2.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	219	1.63
ハ ー ド オ フ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 社 員 持 株 会	218	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口5）	174	1.30
庄 司 健 一	170	1.26
セ コ ム 上 信 越 株 式 会 社	135	1.00
山 本 愛 子	125	0.93
山 本 太 郎	124	0.92

（注）当社は、自己株式467,979株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	山 本 善 政	
代 表 取 締 役 社 長	山 本 太 郎	店舗運営本部長
専 務 取 締 役	長 橋 健	社長室長兼経営管理本部長
取 締 役	奥 山 守	
常 勤 監 査 役	渡 辺 一 男	
監 査 役	渋谷 正 博	
監 査 役	吉 田 耕 二	弁護士

(注) 1.取締役奥山守氏は、社外取締役であります。

2.監査役渡辺一男、渋谷正博および吉田耕二の各氏は、社外監査役であります。

3.当社は奥山守、渡辺一男、渋谷正博、吉田耕二の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

	報 酬 等 の 総 額	対 象 と な る 役 員 の 員 数
取 締 役	90,600千円	5名
監 査 役	13,200千円	3名
合 計	103,800千円	8名

(注) 当事業年度末の取締役の員数は4名、監査役は3名であります。上記取締役の員数と相違しておりますのは、2019年6月21日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	奥 山 守	2019年6月21日就任以降開催の取締役会10回の全てに出席し、主に他業種における経験豊富な経営者の観点から適宜発言を行っております。
監 査 役	渡 辺 一 男	当事業年度開催の取締役会14回、監査役会17回の全てに出席するほか、社内重要会議に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、定期的に店舗往査を行っております。
監 査 役	渋谷 正 博	当事業年度開催の取締役会14回、監査役会17回の全てに出席するほか、社内重要会議に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	吉 田 耕 二	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回、監査役会17回のうち15回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

ロ. 報酬等の総額

5 名 15,516千円

(注) 当該事業年度の社外役員員数は4名であります。上記社外役員員数と相違しておりますのは、2019年6月21日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。

ハ. 子会社からの報酬等の総額

社外監査役2名が当事業年度中に当社の子会社等から受取った役員報酬等の総額は2,100千円であります。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条
第1項の業務に係る報酬等の額 34,000千円

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に
係る報酬等の額 一千円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- 2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 当社グループが会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
34,000千円

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合等、その必要があると判断したときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告します。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および独立性を害する事由等の発生により、適正な職務の遂行が困難であると認められた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念に基づいた「行動指針」を制定し、代表取締役がその理念・指針を役員をはじめグループ全社員に継続的に伝達し、法令および社会倫理の遵守を企業活動の原点とし経営理念の実現をはかることを徹底する。

代表取締役は、コンプライアンス委員会の委員長としてコンプライアンス全体を統括し、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

コンプライアンスの推進については、コンプライアンス体制に係る規程を整備し役員および社員等が規程に準拠した業務運営にあたるように研修等を通じて指導する。

社長直轄の内部監査室は、コンプライアンス体制・法令ならびに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。取締役会は、問題点の把握と改善に努めコンプライアンス体制の見直しをはかる。

当社は、役員および社員等が法令もしくは定款上に違反する行為が行われ、または行われようとしていることに気づいたときは、内部通報制度を通じてコンプライアンス違反通報窓口となる内部監査室長もしくは社外監査役に通報される仕組みを定め、通報内容の秘密を厳守するとともに、通報者に対して通報、報告したことを理由として不利な取り扱いを行わないものとする。

当社は健全な企業経営のため、反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反に繋がるものと認識し、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応をとり、反社会的勢力との取引は断固拒絶すべく、常に企業経営の重要事項として反社会的勢力排除に関する対応策を講じる。

反社会的勢力による不当要求等への対応を統括する部署を人事総務部と定め、不当要求防止責任者を人事総務部長とするとともに、事案発生時の報告および対応等の体制整備を行い、警察等外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を強化し、反社会的勢力には毅然とした姿勢で対処する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者に人事総務部長を任命する。株主総会議事録・取締役会議事録・稟議書等取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は法令に基づき「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を情報セキュリティや個人情報保護の観点に立ち、文書または電磁的媒体に記録し整理・保存・管理する。

内部監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

「文書管理規程」ほか関連規程は、必要に応じて適時に見直し、改善をはかるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、代表取締役は、人事総務部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役とともに、「経理規程」「与信管理規程」「ＦＣ管理規程」「リスク管理規程」等に基づいてリスク管理を強化する。

内部監査室は、当社グループ全体のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は、問題点の把握と改善に努めリスク管理体制の見直しをはかる。

有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。なお有事においては代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、毎月１回定例取締役会を開催するとともに、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催する。取締役会においては、経営に関する重要事項の決定や経営に影響をおよぼすリスク事項等の検討ならびに中期経営計画および年度予算に基づいた各部門の目標に対する取締役の業務執行が効率的に行われるように監督を行う。

また、職務分掌・権限明細規程に基づいた取締役の効率的な業務遂行体制を阻害する要因については、その分析を行い改善をはかっていく。

取締役の職務の執行を効率的に行うために、取締役のうち１名は社外取締役とし、取締役会の活性化と経営監視機能の強化をはかる。

⑤当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するため、当社グループの管理は、代表取締役の任命により社長室長が統括する。

関係会社業務については、その自主独立性を尊重し予算計画に基づいた方針と効率的な業務遂行、経営理念に基づいた行動指針に則ったコンプライアンス体制の整備・構築、リスク管理体制の確立をはかるため、円滑な情報交換により適正なグループ活動を促進する。重要案件については事前協議を行う体制とし、関係会社業務担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会に報告する。

内部監査室は、当社グループ全体の管理体制を監査し取締役会に報告する。取締役会は、問題点の分析把握と改善に努め当社グループ全体の管理体制の見直しをはかる。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、補助すべき使用人を配置する場合の人事については取締役会と監査役が協議を行い決定するものとし、その補助すべき使用人は他の職務との兼任はせずにもっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。

- ⑦当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害および利益を及ぼすおそれのある事実、取締役および使用人の職務遂行に関する不正行為、重要な法令ならびに定款に違反する事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実を監査役に報告するものとする。

また、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準およびその変更、内部監査の実施状況、各部門からの重要な月次業務執行事項、その他必要な重要事項を法令および「監査役会規程」ならびに「監査役監査規程」等社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に対してヒアリングし説明を求めることとする。

監査役会は、代表取締役、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行い相互認識と信頼関係を深めるものとする。

なお、「監査役会規程」および「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室および当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。

当社は、監査役が職務を執行する上で必要な費用の前払等の請求を行ったときは速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

- ⑧財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」を定め、代表取締役の指示の下、内部監査室において、内部統制の整備・運用を行い、社内への周知徹底をはかる。

(5) 業務の適正を確保するための運用状況の概要

①コンプライアンスに対する取組みの状況

当社では、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております（当事業年度は書面を除き4回開催）。また、グループ全社員が「コンプライアンス規程」に従い自主的に行動できるよう周知しており、対象とする遵守事項・行動規範についての具体的な行動指針等を定めております。また、コンプライアンス規程に違反する行為が行われ、または行われるおそれがある場合に対応するため、「内部通報制度規程」に従い内部通報窓口を設置し、問題の早期対応に努めております。

②職務執行の適正および効率性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成され、社外監査役3名も出席しております。「取締役会規程」の定めに従い、原則毎月1回の定時取締役会を開催し、決議事項の審議、検討事項の審議等を行うほか、その他重要な事項に関しては、その都度臨時取締役会を開催し適時対応しております（当事業年度は14回開催）。

③当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社グループの管理は、代表取締役の任命により社長室長が統括しており、グループ会社の自主独立性を尊重した業務の適正な活動を促進しております。また、管理の進捗状況について定期的に取締役会に報告しております。

④監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、原則毎月1回の開催のほか、必要に応じて開催しております（当事業年度は17回開催）。また、常勤監査役を中心に監査方針、監査計画に基づき取締役会や社内重要会議に出席し、経営の監視を行うほか、業務執行状況の監査を行っております。取締役の職務執行については、「監査役会規程」「監査役監査規程」に従い経営執行に対する監督強化に努めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

①会社の支配に関する基本方針の概要

当社では、以下の「財務および事業の方針」を理解し支持する者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配すべき者として望ましいと考えております。

「財務および事業の方針」

法令および社会規範を遵守するとともに次の事項を推進し、企業価値の向上を目指す

- I. 経営の収益性や効率性を高め業績の向上に努め積極的な利益還元をはかる
- II. 経営の透明性を確保する
- III. 顧客や社員はじめあらゆるステークホルダーから信頼され支持される経営体制を構築する

上場会社である当社の株式は、株主および投資家の皆様による自由な取引に委ねられており、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき判断されるべきものと考えております。また支配権の獲得を伴うような当社株式の大規模な買付けであっても、上記方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではなく、支配権の獲得提案を受け入れるか否かは株主の皆様の判断によるものと考えております。

しかしながら、大規模な買付提案の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が当該提案の内容を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間を提供しないもの等対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも想定されます。

このような、上記の財務および事業の方針に反する不適切な者が当社の支配権の獲得を表明した場合には、当社は、必要かつ相当な対応措置を講じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値・株主共同利益の向上のために、次のような取り組みを実施しております。

一、中長期的な経営戦略による企業価値・株主共同利益向上への取組み

当社の経営陣は、経営理念を実現するため最善の経営方針を立案し誠実な経営に努めております。こうした努力の結果、当社の強みは次のようになりました。

- I. 独自のビジネスモデルによるローコスト・ハイリターンの高い経営効率を実現
- II. 自己資本比率の高い、変化に即応・挑戦できる強い企業体質を確保
- III. リーディングカンパニーとしてリユース業界をリードし、直営店・F C加盟店での店舗展開により国内887、海外11、合計898のリユース店舗（2020年3月末現在）のネットワーク網を構築
- IV. 多業態のリユースショップ展開により多様化するお客様のウォンツとニーズに応えると同時に、各業態の専門性を高めることでお客様からの信頼を獲得

当社は、「理念経営に磨きをかけ、誰にも真似できない唯一無二の存在になる。強いリアル店舗を中心とした“Re”NK CHANNELを作り上げ、日本国内でも、海外でも、圧倒的なリユースのリーディングカンパニーとして循環型社会の構築に貢献する。」を長期ビジョンとして掲げ、その実現に向け2020年度は「リアルタイム実行～『強いリアル店舗』×『ネットへの挑戦』で、“Re”NK CHANNEL～を実現させる」を年度テーマとして掲げ、企業価値・株主共同の利益の向上をはかっております。

また当社は、「株主の皆様への利益還元」を重要な経営方針のひとつとして位置付けております。1株当たりの利益や自己資本利益率（ROE）、キャッシュ・フローを向上させ、企業価値を高めるための積極的な事業展開を推進することにより経営基盤や財務体質の強化をはかり、連結配当性向50％程度を目安に業績に裏付けされた安定的な配当を実施していく方針であります。

なお内部留保金につきましては、さらなる業績の向上と経営効率の改善により安定的な蓄積に努め、今後の人材育成および新設店舗への投資や新規事業分野の展開等に備えるために活用してまいります。

二. コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値・株主共同利益向上への取組み

経営の透明性、誠実性、効率性、健全性を通して、経営理念の実現をはかり企業価値を高め、社会的責任を果たしていくことが当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方であります。

当社は、経営理念に基づき経営の効率化や経営のスピード化を徹底し経営目標達成のために、正確な情報収集と迅速な意思決定ができる組織体制や仕組み作りを常に推進しております。

この一環として従来から社外取締役・社外監査役を選任しており、現在も社外取締役1名・社外監査役3名を選任しております。

また、株主・投資家の皆様をはじめ、当社を取り巻くあらゆるステークホルダーへ迅速かつ正確な情報開示に努め、株主総会・取締役会・監査役会などの機能を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

今後もこうした方針と施策を継続して、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値・株主共同の利益を追求してまいります。

③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、直近では2017年6月21日開催の当社第45回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき更新しております。その概要は以下のとおりです。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、更には当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始できるものとします。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。ただし、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。このように、対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、株主の皆様意思を確認する株主総会を開催する場合があります。

④ 具体的取組みに対する当社取締役の判断およびその理由

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、② 株主共同の利益を損なうものではないこと、③ 株主意思を反映するものであること、④ 独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、⑤ デッドハンド型買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

(注) 本プランの有効期限は、本総会の終結の時までとなっております。有効期限満了にあたり、本総会において本プランを更新することを株主の皆様にお諮りすることとしております。更新後の内容は、招集ご通知に添付の株主総会参考書類6頁から22頁をご参照ください。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

【資 産 の 部】		【負 債 の 部】	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,365,136	流 動 負 債	2,029,248
現金及び預金	1,528,428	買 掛 金	73,758
売 掛 金	592,679	短 期 借 入 金	400,000
商 品	4,754,660	リ ー ス 債 務	177,636
そ の 他	491,334	未 払 法 人 税 等	209,911
貸 倒 引 当 金	△1,966	未 払 金	262,296
固 定 資 産	8,575,786	未 払 費 用	656,831
有 形 固 定 資 産	2,979,990	そ の 他	248,813
建物及び構築物	1,694,504	固 定 負 債	1,082,796
土 地	970,044	リ ー ス 債 務	412,108
リ ー ス 資 産	256,161	資 産 除 去 債 務	395,501
建 設 仮 勘 定	13,679	長 期 未 払 金	218,220
そ の 他	45,600	そ の 他	56,966
無 形 固 定 資 産	398,707	負 債 合 計	3,112,045
ソフトウェア仮勘定	62,337	【純資産の部】	
そ の 他	336,370	株 主 資 本	12,638,606
投資その他の資産	5,197,088	資 本 金	1,676,275
投資有価証券	1,963,178	資 本 剰 余 金	1,769,327
関係会社株式	697,534	利 益 剰 余 金	9,371,294
繰延税金資産	545,691	自 己 株 式	△178,291
敷 金	1,321,349	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	190,270
差 入 保 証 金	304,778	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額 金	200,051
建 設 協 力 金	267,110	為 替 換 算 調 整 勘 定	△9,780
そ の 他	110,842	純 資 産 合 計	12,828,877
貸 倒 引 当 金	△13,397	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,940,922
資 産 合 計	15,940,922		

連結損益計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,350,453
売 上 原 価		6,003,055
売 上 総 利 益		13,347,397
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,515,893
営 業 利 益		831,504
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	37,161	
受 取 地 代 家 賃	20,614	
リ サ イ ク ル 収 入	34,954	
そ の 他	59,883	152,614
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,810	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	1,599	
そ の 他	5,320	13,730
経 常 利 益		970,388
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	120	
受 取 補 償 金	89,299	89,419
特 別 損 失		
減 損 損 失	289,891	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	24,999	314,891
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		744,916
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	371,500	
法 人 税 等 調 整 額	△15,945	355,554
当 期 純 利 益		389,361
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		389,361

連結株主資本等変動計算書

（ 自 2019年4月1日 ）
（ 至 2020年3月31日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,676,275	1,769,327	9,563,898	△178,291	12,831,210
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△539,440		△539,440
親会社株主に帰属する 当期純利益			389,361		389,361
連 結 範 囲 の 変 動			△42,524		△42,524
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)				－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△192,603	－	△192,603
当 期 末 残 高	1,676,275	1,769,327	9,371,294	△178,291	12,638,606

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 金 券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	そ の 他 利 益 包 括 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	298,452	－	298,452	13,129,662
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△539,440
親会社株主に帰属する 当期純利益				389,361
連 結 範 囲 の 変 動				△42,524
自 己 株 式 の 取 得				－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△98,401	△9,780	△108,181	△108,181
連結会計年度中の変動額合計	△98,401	△9,780	△108,181	△300,785
当 期 末 残 高	200,051	△9,780	190,270	12,828,877

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

【資 産 の 部】		【負 債 の 部】	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,034,705	流 動 負 債	1,753,599
現 金 及 び 預 金	1,097,005	買 掛 金	53,789
売 掛 金	564,672	短 期 借 入 金	400,000
商 品	3,929,426	リ ー ス 債 務	144,261
貯 蔵 品	10,587	未 払 金	235,979
前 払 費 用	275,127	未 払 費 用	531,555
そ の 他	159,926	未 払 法 人 税 等	182,961
貸 倒 引 当 金	△2,040	未 払 消 費 税 等	168,074
固 定 資 産	9,576,944	預 り 金	7,587
有 形 固 定 資 産	2,531,827	そ の 他	29,390
建 物	1,389,138	固 定 負 債	899,090
構 築 物	29,638	リ ー ス 債 務	337,625
器 具 備 品	30,290	資 産 除 去 債 務	299,297
土 地	901,544	長 期 未 払 金	215,896
リ ー ス 資 産	167,536	そ の 他	46,271
建 設 仮 勘 定	13,679	負 債 合 計	2,652,690
無 形 固 定 資 産	384,969	【純資産の部】	
借 地 権	5,817	株 主 資 本	12,759,181
ソ フ ト ウ ェ ア	143,478	資 本 金	1,676,275
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	62,337	資 本 剰 余 金	1,768,275
リ ー ス 資 産	166,539	資 本 準 備 金	1,768,275
電 話 加 入 権	6,796	利 益 剰 余 金	9,492,112
投資その他の資産	6,660,146	利 益 準 備 金	17,100
投 資 有 価 証 券	1,948,884	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,475,012
関 係 会 社 株 式	2,456,457	別 途 積 立 金	8,425,000
長 期 前 払 費 用	32,581	繰 越 利 益 剰 余 金	1,050,012
繰 延 税 金 資 産	547,020	自 己 株 式	△177,481
敷 金	1,073,609	評価・換算差額等	199,778
差 入 保 証 金	271,298	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	199,778
建 設 協 力 金	267,110	純 資 産 合 計	12,958,959
破 産 更 生 債 権 等	1,522	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,611,650
そ の 他	75,058		
貸 倒 引 当 金	△13,397		
資 産 合 計	15,611,650		

損 益 計 算 書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		15,789,189
売 上 原 価		4,872,692
売 上 総 利 益		10,916,496
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,036,109
営 業 利 益		880,387
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	43,288	
リ サ イ ク ル 収 入	27,699	
そ の 他	92,732	163,720
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,005	
そ の 他	2,964	8,970
経 常 利 益		1,035,137
特 別 損 失		
減 損 損 失	204,711	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	24,999	229,711
税 引 前 当 期 純 利 益		805,426
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	342,000	
法 人 税 等 調 整 額	△29,587	312,412
当 期 純 利 益		493,014

株主資本等変動計算書

（ 自 2019年 4 月 1 日 ）
（ 至 2020年 3 月31日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	1,676,275	1,768,275	17,100	8,425,000	1,096,439
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△539,440
当 期 純 利 益					493,014
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△46,426
当 期 末 残 高	1,676,275	1,768,275	17,100	8,425,000	1,050,012

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△177,481	12,805,607	297,671	13,103,279
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△539,440		△539,440
当 期 純 利 益		493,014		493,014
自 己 株 式 の 取 得	－	－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△97,893	△97,893
当 期 変 動 額 合 計	－	△46,426	△97,893	△144,319
当 期 末 残 高	△177,481	12,759,181	199,778	12,958,959

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社ハードオフコーポレーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 田 裕 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 島 伸 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハードオフコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハードオフコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注意事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社ハードオフコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野田 裕一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大島 伸一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハードオフコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論づける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社ハードオフコーポレーション 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 渡 辺 一 男 ㊟
社 外 監 査 役 渋谷 正 博 ㊟
社 外 監 査 役 吉 田 耕 二 ㊟

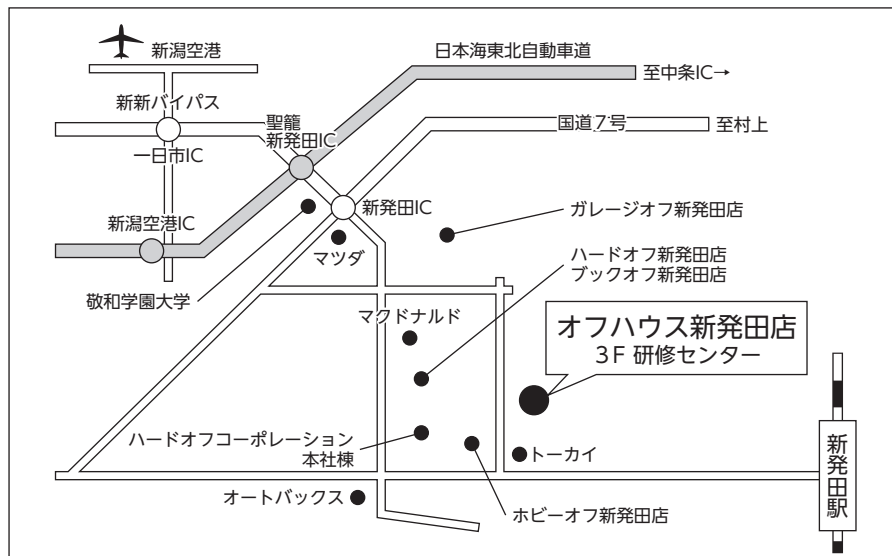
以 上

株主総会会場ご案内図

会場／新潟県新発田市新栄町2丁目2番17号

本部研修センター（オフハウス新発田店 3 階）

電話 （0254）24－4344



交通のご案内

J R 新発田駅よりタクシーで約 10 分／

新潟空港よりタクシーで約 25 分／

日本海東北自動車道聖籠新発田ICより車で約 2 分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。